

令和 3 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
9 月 定 例 会 会 議 録

令和 3 年 9 月 1 0 日 開 会

令和 3 年 1 0 月 1 3 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和3年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録目次

第1号（9月10日）

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4
会 議	
○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 提案理由の説明	6
○日程第 4 認定第 1号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	7
○日程第 5 議案第 6号 令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第1号）について	16
○散 会	19

第2号(10月13日)

○議事日程	2 2
○会議に付した事件	2 2
○出欠席議員	2 2
○説明のために出席した者	2 2

会 議

○開議	2 4
○日程第 1 議席の指定	2 4
○日程第 2 認定第 1号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計歳入歳出決算認定について	2 4
○日程第 3 管理者提案理由の説明	3 3
○日程第 4 議案第 7号 御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条 例の一部を改正する条例制定について	3 3
○日程第 5 同意第 1号 御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任 について	3 5
○日程第 6 議員の派遣について	3 7
○閉 会	3 7

第 1 日

令和3年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第1号)

令和3年9月10日(金曜日)

○議事日程

令和3年9月10日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 認定第 1号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 6号 令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 田代耕一君	2番 勝間田幹也君
3番 本多丞次君	5番 高橋靖銘君
6番 小林千江子君	7番 室伏勉君
8番 小林恵美子君	10番 菌田豊造君
11番 菅沼芳徳君	12番 鈴木豊君
13番 高橋利典君	14番 渡辺悦郎君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管理者職務代理者副管理者	池谷晴一君
副管理者	勝又正美君
会計管理者	坂上剛君
事務局 局長	鎌野武君
消 防 長	勝間田誠司君
庶務課 長	佐藤正博君
資源循環課 長	佐藤修一君
衛生センター所長	三輪徹君
消防次長兼管理課長	小澤進君
予防課 長	外山貴彦君
警防課 長	小林真人君

通信指令課長	野木幹雅君
御殿場消防署長	谷中修君
小山消防署長	込山眞治君
御殿場消防署副署長	芹澤良信君
御殿場市副市長	富尾信司君
御殿場市企画部長	志水政満君
御殿場市総務部長	山本宗慶君
御殿場市環境部長	鎌野晃君
小山町副町長	大森康弘君
小山町企画総務部長	小野一彦君
小山町住民福祉部長	渡邊啓貢君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	岩瀬貴雅
庶務課総務スタッフ主任	稲優子
庶務課総務スタッフ主任	田代拓也
庶務課総務スタッフ主任	林寛隆

○議長（高橋利典君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和3年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（高橋利典君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（高橋利典君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（高橋利典君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において11番 菅沼芳徳議員、12番 鈴木 豊議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（高橋利典君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和3年9月定例会の会期は、本日9月10日から10月13日までの34日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は34日間と決定いたしました。

○議長（高橋利典君）

日程第3 「提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました認定第1号及び議案第6号について、管理者職務代理者から提案理由の説明を求めます。

管理者職務代理者。

○管理者職務代理者（池谷晴一君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、決算案、予算案の2件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

それでは、認定第1号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

一般会計の決算概況は、歳入歳出予算32億5,254万9,000円に対しまして、歳入総額が32億9,914万4,706円、歳出総額が31億8,012万8,367円となっており、翌年度への繰越事業はございませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の1億1,901万6,339円となっております。

予算の執行状況につきまして、歳出から申し上げます。

歳出の内訳は、89.3%に当たる28億3,613万7,000円が人件費、物件費等の消費的経費でございます。

また、1.8%に当たる5,810万8,000円が投資的経費で、消防車両更新整備事業等でございます。

その他の経費は、8.9%で、2億8,588万3,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、市・町の負担金が全体の82.6%に当たる27億2,409万円、使用料及び手数料が2億7,264万円余、県補助金が4,148万

円余、繰越金が6,836万円余、組合債が1,350万円となっております。

その他は、財産運用収入、組合預金利子及び雑入で、1億7,906万円余でございます。

次に、議案第6号「令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」申し上げます。

今回の補正額は、6,000万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ34億3,500万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、前年度繰越金の精算、並びに当初予算編成後の事情変化により必要となりました経費の措置をするものでございます。

歳出は、総務管理費の職員退職手当基金元金及び諸施設整備等基金元金の増額でございます。

歳入は、令和2年度の決算確定に伴い、繰越金を1億901万7,000円増額するとともに、分担金及び負担金につきましては、今回の補正事項に係る増額分を差し引いた、4,901万7,000円を減額するものでございます。

また、指定ごみ袋調達・配送・保管業務並びに受注及び廃棄物処理手数料等出納管理業務委託につきまして、令和4年度から令和6年度までを期間として、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君）

日程第4 認定第1号 「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。本案の審議につきましては、本日は当局からの説明のみとし、質疑については、来る10月13日の本会議において行いますので、御了承願います。

それでは、当局から決算の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、認定第1号について、内容の説明をいたします。

資料1、議案書の1ページ及び資料3、決算附属資料の1ページをお開きください。

それでは初めに、決算の概要について説明いたしますので、資料3、決算附属資料の1ページの「1 一般会計決算概況」を御覧ください。

1の歳入総額は、前年度比0.7%減の32億9,914万円余、2の歳出総額は、前年度比2.3%減の31億8,012万円余となりました。



3の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は、前年度比74.1%増の1億1,901万円余でした。

4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は、形式収支と同額となり、前年度比74.1%の増となりました。

6の単年度収支額は、令和2年度の実質収支額から令和元年度の実質収支額を差し引いた額で、5,065万円余のプラスになりました。

7から9の積立金、繰上償還金、積立金取崩額については該当がありませんでしたので、10の実質単年度収支額は、6の単年度収支額と同額の5,065万円余となります。

次に、2の市町の負担金の状況ですが、(1)の負担金対象人口及び(2)の項目別負担割合に基づき、(3)の項目別決算額の合計欄のとおり、御殿場市が20億7,311万円余、小山町が6億5,097万円余の、計27億2,409万円でした。

次のページをお開きください。

こちらの「歳入項別集計表」につきましては、各款項ごとの内容説明は、後ほど、歳入歳出決算事項別明細書により説明いたしますので、ここでは最下段の計の欄についてのみ説明いたします。

当初予算額は31億8,000万円でしたが、補正予算で7,254万円余の増額をしたため、予算現額の計は32億5,254万円余となりました。

3ページに移りまして、調定額は32億9,914万円余で、収入済額は調定額と同額です。

執行率は、対予算が101.4%、対調定が100%で、前年度に対しては、0.7%の減となりました。

次のページをお開きください。

こちらの「歳出目別集計表」につきましても、最下段の計の欄についてのみ説明いたします。

4ページの予算現額につきましては、歳入と同額の32億5,254万円余です。

5ページ、支出済額は31億8,012万円余で、翌年度繰越額はございませんでしたので、予算現額の計から支出済額を差し引いた不用額は、7,242万円余となりました。

支出済額の予算現額に対する執行率は97.8%で、前年度に対して2.3%の減となりました。

次のページをお開きください。

こちらの「目的別・性質別経費の状況」は、歳出を目ごとに性質別に分析したものととなります。

6 ページの消費的経費のうち、人件費は、事務局職員 24 人、消防職員 157 人の職員の給料、各種手当、共済費などが主なものです。

物件費は、消耗品、燃料費、施設や機器の清掃・保守点検委託などが主なものです。

維持補修費は、施設や機器などの修繕、補修に要した経費です。

扶助費は、児童手当です。

補助費等は、各種事業の負担金・交付金、建物や自動車などの保険料などが主なものです。

次に、7 ページの投資的経費ですが、こちらは常備消防費が該当し、普通建設事業費の補助事業は、御殿場消防署高規格救急自動車購入費、単独事業で主なものは、半自動除細動器及び傷病者収容用エアートント購入費、消防庁舎電灯 LED 化修繕及び須走分署寒冷対策修繕などです。

その他の経費のうち公債費は、組合債の元金及び利子で、積立金出資金等は、諸施設整備等基金への元金及び運用利子の積立て、並びに職員退職手当基金への運用利子の積立てです。

なお、各経費の構成割合は、最下段に記載のとおりです。

次のページをお開きください。

この表は「性質別経費の財源内訳」で、9 ページ財源構成の欄の合計欄のとおり、特定財源は 15.9% で、市町の負担金が主たる財源となる一般財源は、84.1% となりました。

特定財源の主なものは、廃棄物処理手数料、焼却センター発電売電料、高規格救急自動車更新整備事業に係る組合債などです。

次のページをお開きください。

こちらの「経費別構成状況」は、歳出の目ごとに、節の区分別の構成状況を一覧にしたものです。

目・節それぞれの構成比を見ますと、目別では塵芥処理費が 31.2%、常備消防費が 44.1%、節別では 12 節の焼却センター、再資源化センター運営維持管理などの委託料が 31.7% と、それぞれ大きな割合を占めています。

次のページをお開きください。

こちらは「組合債の目的別現在高」で、12 ページ左の欄に、区分ごとの令和元年度末の現在高を示しております。

令和 2 年度は、高規格救急自動車更新整備事業に対し、1,350 万円の借入れを行う一方、2 億 4,581 万余の元金等を償還したため、令和 2 年度末現在の残高は、1 億 6,999 万 9,979 万円余となり、令和元年度末に比べ 2 億 2,494 万円余の減となりました。

なお、令和2年度末借入れ件数の合計は、前年度より3件減の17件となっております。

この後、14ページから26ページまでは、各所属ごとの事業実績となっておりますので、後ほど御確認ください。

ページを飛びまして、27ページを御覧ください。

こちらは一般会計の未収入調書ですが、該当はありませんでした。

次のページをお開きください。

こちらは一般会計の500万円以上の収入減調書ですが、該当はありませんでした。

次の29ページは、一般会計の予算現額と支出済額に500万円以上の予算残が生じた事業の一覧です。

3款衛生費では、電気料において、原油などの火力燃料の価格変動を電気料金に反映させるための燃料費調整額が、年間を通して大幅なマイナスで推移したことによる電気料の減によるものです。

4款消防費では、オリンピック・パラリンピックの延期、及びコロナ禍による各種訓練・行事等の中止に伴う時間外手当等の減によるものです。

次のページをお開きください。

こちらは「ごみ焼却施設周辺整備事業の実施状況」を一覧としたものです。

次の31ページは、令和2年度に実施した主要事業の実績を一覧としたものです。

以上が、令和2年度決算の概要説明となります。

続きまして、詳細について説明いたします。

資料2、令和2年度一般会計歳入歳出決算書を御用意ください。

事項別明細書により、歳入から説明いたしますので、決算書の10、11ページをお開きください。

1款分担金及び負担金は、前年度比3,963万円余、1.5%の増となりました。

負担金の内訳は、備考欄のとおりです。

なお、先ほど概要で触れました、決算附属資料1ページにあります項目別負担割合により算出されております。

2款使用料及び手数料は、前年度比361万円余、1.3%の減となりました。

1項使用料は、前年度比117万円余、8.9%の減です。

1目総務使用料は、行政財産の目的外使用に関する条例の規定に基づく使用料です。

2目衛生使用料は、斎場の火葬炉、告別式場及び霊安室の使用料です。前年度と比べ、火葬件数が減ったことが使用料の減額の主な要因となっております。

2項手数料は、前年度比243万円余、0.9%の減です。

2目衛生手数料1節斎場手数料の備考欄、分骨証明手数料は、斎場で交付した分骨証

明書 2 2 件分の手数料です。

2 節清掃手数料の備考欄、廃棄物処理手数料（焼却）は、指定ごみ袋以外で、焼却センターへ自己搬入された焼却ごみの処理手数料です。

廃棄物処理手数料（再資源）は、再資源化センターへ自己搬入された粗大ごみ・不燃ごみ等の処理手数料です。

廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）は、市町民が集積所等に指定ごみ袋を利用して廃棄物を処理する際の手数料です。

令和 2 年度における可燃ごみの搬入量は、市町の集積所からの収集分及び焼却センターへの自己搬入分は増加しましたが、事業系の搬入分が減少したため、全体量では前年度比 1, 2 6 0 トン余、約 4 % の減となっております。また、再資源化センターへの搬入量も増加しており、前年度比 4 2 5 トン余、1 3. 5 % の増となっております。

3 目消防手数料の備考欄、危険物関係申請手数料は、消防法の規定により徴収する手数料です。

危険物施設の設置・変更に伴う許可及び完成検査の申請が増加したことにより、前年度比 2 8. 7 % の増となりました。

煙火消費許可申請手数料は、火薬類取締法の規定による煙火の消費の許可申請に係る手数料で、令和 2 年度の申請件数は、例年の 6 割程度、2 1 件でした。

3 款県支出金は、前年度比 3, 4 1 6 万円余、4 6 6. 6 % の大幅増となりました。

増額の要因は、高規格救急自動車等購入、オリンピック・パラリンピック支援、新型コロナウイルス感染防止に係る新たな補助の増によるものです。

次のページをお願いいたします。

備考欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金は、御殿場消防署の高規格救急自動車の車体と資機材の購入に対して交付された補助金で、補助率は 2 分の 1 です。

消防・救急体制整備費補助金は、オリンピック・パラリンピックに係る消防・救急体制の充実強化に必要な資機材の購入に対して交付された補助金で、補助率は 1 0 0 % です。

地震・津波対策等減災交付金は、主に地震等における減災に向けた取組や新型コロナウイルス感染防止に係る消耗品の購入等に対して交付された補助金で、補助率は新型コロナウイルス対応分が 2 分の 1、消防防災施設整備事業に係る分が 6 分の 1、その他は 3 分の 1 です。

4 款財産収入は、前年度比 7 3. 1 % の増となりました。

5 款繰越金は、前年度比 7, 0 5 3 万円余、5 0. 8 % の減となりました。

6 款諸収入は、前年度比 2, 3 0 5 万円余、1 4. 8 % の増となりました。

主な要因は、雑入における焼却センター発電売電料が大幅に増となったことによるも

のです。

1 項 1 目組合預金利子の備考欄、歳計金預金利子は、組合一般会計の通帳の預金利子です。

2 項 1 目雑入の備考欄、私用電気料、電話料は、消防庁舎の自動販売機の電気料、斎場の公衆電話使用料並びに衛生センターの自動検針器の使用電気料です。

環境保全負担金は、焼却センターの焼却灰の資源化処分に伴う、特別目的会社：SPCである御殿場・小山環境テクノロジーからの負担金です。

焼却センター発電売電料は、焼却センターで発電した電気を日立造船株式会社に売電した料金で、前年度比2, 296万円余、19.0%の増となりました。

再資源化物売却料は、ごみ再資源化施設に持ち込まれた瓶・缶・ペットボトルなどの有価物の売却等による収入です。

コンテナ洗浄料は、御殿場市の資源物回収コンテナの洗浄に伴う、市からの収入です。次のページをお願いいたします。

備考欄の東名救急業務支弁金は、東名高速道路での救急業務に対して、中日本高速道路株式会社から支払われたものです。

静岡県市町村振興協会助成金は、消防大学校の研修に対する助成金です。

静岡県消防学校職員派遣市町村助成金は、当組合から県の消防学校に派遣している職員の人件費に関する負担金です。

7 款組合債は、前年度比3, 350万円余、71.3%の減となりました。

要因は、前年度に当たる令和元年度において、水槽付消防ポンプ自動車更新整備事業として、県市町村振興協会から4, 700万円の借入れを行っていたことによるものです。

1 項 1 目消防債の備考欄、高規格救急自動車整備事業は、県市町村職員共済組合から借り入れたもので、借入利率は年0.04%、償還期間は10年です。

最下段の歳入合計欄ですが、調定額及び収入済額は、共に32億9, 914万4, 706円となり、執行率は100%となりました。

続きまして、歳出の説明をいたしますので、次のページ、16、17ページをお願いいたします。

歳出につきましては、備考欄を中心に説明いたしますが、人件費、車両管理費及び一般諸経費につきましては、特に必要のある場合を除き、説明を省略させていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費の執行率は、93.4%でした。

備考欄 2 は、元議員への弔慰金ほかに要した経費です。

3 は、新型コロナウイルスの影響により議員行政視察を行わなかったため、執行はございませんでした。

2款1項1目一般管理費の執行率は、97.6%でした。

備考欄1の④は、定年退職者1人、早期退職者1人、計2人分の退職手当と事務局及び消防職員の児童手当です。

⑤は、職員の公務中の災害補償に備えた、地方公務員災害補償基金への負担金です。

2は、元議員に対する弔慰金です。

3の①は、組合事務室の維持管理費に係る御殿場市への負担金です。

②は、斎場ほか、各施設の建物損害共済の保険料です。

次のページをお願いいたします。

4の①は、職員の健康診断のほか、現場作業に従事する職員の破傷風の予防接種や、B型肝炎の抗体検査等に要した経費です。

③、④、⑥及び⑦はそれぞれ記載の事務に係る御殿場市への負担金です。

⑧は、職員採用試験等に要した経費です。

5の①から③は、それぞれ記載の元金または利子を、それぞれの基金に積み立てたものです。

7は、業務で使用するパソコンや複写機などの借上料及びホームページの運用支援や組合例規集の更新などに係る委託料等が主なものです。

8の①と②は、業務で使用しているネットワークシステム等の維持管理に係る御殿場市への負担金です。

③は、組合の出納事務に係る御殿場市への負担金です。

⑤は、顧問弁護士の法律相談に関する経費の御殿場市への負担金です。

3款1項1目斎場費の執行率は、96.6%でした。

備考欄1の①は、火葬炉台車ブロック交換修繕、主燃炉排煙吸込ロアーチ修繕、待合棟屋上防水修繕などに要した経費です。

②は、火葬炉用の灯油代、冷暖房用のプロパンガス代、水道料及び電気料です。

③は、火葬等業務委託のほか、設備の保守点検等の委託に要した経費です。

④は、斎場敷地の土地借上料です。

次のページをお願いいたします。

2項1目塵芥処理費の執行率は99.6%でした。

備考欄2の①は、焼却センターの運営維持管理委託やごみ計量受付業務委託等に要した経費です。

②は、焼却灰を資源化するに当たり、受入先の自治体である三重県伊賀市及び茨城県鹿嶋市へ支払った環境保全負担金です。

③は、焼却センター敷地等の土地借上料です。

④は、焼却センター周辺地元区である、板妻区及び神場区内での道路等の整備事業に

対する御殿場市への負担金です。

3の①は、再資源化センターの運営維持管理委託に要した経費です。

②は、小型家電類や廃乾電池、廃蛍光管等の処理委託料及び小山町分の残渣を小山町の最終処分場へ運搬する手数料です。

③は、再資源化センター敷地の土地借上料です。

4は、指定ごみ袋の作製、配送、販売等の業務に要した経費です。

次のページをお願いいたします。

2目し尿処理費の執行率は95.3%でした。

備考欄2の①は、処理棟、管理棟、井戸設備等に要した電気料です。

②は、施設運転技術管理及び夜間機械警備に係る委託料です。

③は、各種機器の定期的な保守・点検・整備等の委託に要した経費です。

④は、水質・騒音・振動・悪臭等の各測定分析費です。

⑤は、インバータ等交換修繕、汚泥搬送コンベア修繕、レベル計交換修繕など、各種機器の修繕及び部品交換に要した経費です。

⑥は、施設用地の土地借上料です。

⑦は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に必要な薬品類等に要した経費です。

⑧は、神場地先にある最終処分場の維持管理や放流水水質分析、土地借上げ等に要した経費です。

⑨は、施設管理用の燃料費、水道料等に要した経費です。

なお、不用額につきましては、電気料において、原油などの火力燃料の価格変動を電気料金に反映させるための燃料費調整額が、大幅なマイナスで推移したことによる電気料の減が主な要因となっております。

次の4款消防費につきましては消防長から説明させていただきます。

○議長（高橋利典君）

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

私からは4款1項1目常備消防費について説明いたします。

同じく決算書の22、23ページをお願いいたします。

常備消防費の執行率は、97.6%です。

備考欄1は、②の職員157人分の人件費が主なものです。

なお、人件費は、常備消防費全体の84.9%を占めております。

次のページをお願いいたします。

2の①は、5か所の消防庁舎に要した経費で、清掃管理、空調管理などの業務委託が主なものです。

②は、各庁舎の光熱水費です。

③は、119番を受信する通信指令システムの専用回線や電話の使用に要した経費です。

④は、各庁舎の修繕に要した経費で39件の修繕がありました。大きなものとして消防本部庁舎の電灯LED化修繕及び空調設備修繕を実施いたしました。

⑤は、富士岡分署の土地借上料です。

⑥は、OA機器の借上料及び浄化槽の清掃並びに消耗品が主なものです。

3の①は、空気呼吸器用ポンベや化学防護服等の資機材の整備に要した経費です。

②は、管内保育園の幼年消防クラブの育成に係る経費や、広報紙の作成費が主なものです。

③は、救急救命士の養成や病院研修等、また救急高度資機材の購入に要した経費です。

④は、経常経費である、通信指令システムの保守委託などのほか、気象業務法における法定点検としての気象観測装置修繕、また、主に聴覚及び言語障害者からのインターネットによる119番を受け付ける、NET119緊急通報システムの導入に要した経費です。

⑤は、東京オリンピック・パラリンピックの警備に必要な物品の購入に要した経費です。

4の①は、11課程23人の研修負担金等です。

②は、2課程2人の研修負担金等です。

③は、小型移動式クレーン運転技能講習など4講習4人の研修負担金等です。

5は、オリンピック組織委員会への職員派遣に要した経費です。

6の②は、御殿場消防署に配備した救急車1台の更新に要した経費です。

7の中で大きなものとして、防火装備導入事業がございます。これは、職員が火災のときに着用する防火衣を新たな基準にのっとりた製品にグレードアップし、貸与したものです。令和2年度は、30着を購入いたしました。

8は、全国、関東、県及び県東部のそれぞれの消防長会の負担金です。

予備費充用につきましては、年度当初に故障いたしました洗濯機2台、衣類乾燥機1台、冷蔵庫1台の更新をしたもので、一般諸経費の17節備品購入費に充当いたしました。

以上で、4款1項1日常備消防費の説明を終わります。

○議長（高橋利典君）

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

それでは、引き続き、5款以降について、内容の説明をいたします。



26、27ページをお願いします。

5款1項1目元金の執行率は、100%でした。

①から③の組合債の元金償還に要した経費です。

2目利子の執行率は、95.1%でした。

6款1項1目予備費は、令和2年度において緊急対応が必要となりました、備考欄記載の科目の事業に充用したものです。

以上、歳出合計は、予算現額32億5,254万9,000円に対し、支出済額は31億8,012万8,367円で、不用額は7,242万633円となり、支出済額の予算現額に対する執行率は97.8%となりました。

次のページをお開きください。

こちらは実質収支に関する調書ですが、冒頭で決算附属資料1ページのほうで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次の30、31ページをお開きください。

こちらは「公有財産」のうち土地及び建物に関する調書です。

次のページをお願いいたします。

32ページ、基金は、職員退職手当基金及び諸施設整備等基金で、前年度末の現在高は、合わせて2億3,508万円余でした。

令和2年度は、諸施設整備等基金へ4,000万円元金積立てを行いました。また、利子積立てが合わせて7万円余あったため、年度末の現在高は、2億7,515万9,644円となりました。

次に、33ページから38ページまでは、30万円以上の物品について掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上、認定第1号、令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合歳入歳出決算認定に係る内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利典君）

以上で、認定第1号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」当局の説明を終了いたします。

○議長（高橋利典君）

日程第5 議案第6号「令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第6号について説明いたします。

資料5、補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条では、歳入歳出予算の補正について定めるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億3,500万円とするものです。

第2条では、債務負担行為について定めております。

それでは、事項別明細書により歳出の内容から説明させていただきますので、18、19ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の説明欄1の①は、職員退職手当基金元金として2,000万円を積み立てるものです。

令和4年度に5人の定年退職を予定しており、市町の負担の軽減及び後年との平準化を図るために、基金への積立てを行うものです。

なお、この積立てにより、積立総額は7,000万円余となります。

②は、諸施設整備等基金元金として4,000万円を積み立てるものです。

今後の衛生センター整備やその他施設の大規模修繕や改修等を見据え、その財源を確保するために計画的に積立てを行うものです。

なお、この積立てにより、積立て総額は2億7,400万円余となります。

次に、歳入の内容について説明いたしますので、ページをお戻りいただき、14、15ページをお開きください。

6款1項1目繰越金につきましては、令和2年度の決算確定により、実質収支額が1億1,901万7,000円となりましたので、当初予算で計上済みの1,000万円を差し引いた、1億901万7,000円を増額するものです。

次に、1ページ前に戻っていただき、12、13ページをお開きください。

1款1項1目負担金につきましては、繰越金の精算と歳出の補正の結果、市町の負担金を減額するものです。

内訳としましては、御殿場市分が3,689万8,000円、小山町分が1,211万9,000円の減額となります。

次に戻っていただきまして、4ページをお願いします。

第2表債務負担行為は、「指定ごみ袋調達・配送・保管業務並びに受注及び廃棄物処理手数料等出納管理業務委託」について、現在の委託が令和3年度末で終了することから、令和4年度から令和6年度までを期間として、限度額1,000万円の債務負担行為を設定するものです。

以上、議案第6号、令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第

1号) についての内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（高橋利典君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより、議案第6号「令和3年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利典君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（高橋利典君）

この際、本席より諸般の連絡をいたします。

来る10月13日午後1時30分から9月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 1 0 分 散会

第 2 日

令和3年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会会議録(第2号)

令和3年10月13日(水曜日)

○議事日程

令和3年10月13日 午後1時30分 開議

日程第1 議席の指定

日程第2 認定第1号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 管理者提案理由の説明

日程第4 議案第7号 御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

日程第5 同意第1号 御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任について

日程第6 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 田代耕一君	2番 神野義孝君
3番 本多丞次君	5番 高橋靖銘君
6番 小林千江子君	7番 室伏勉君
8番 小林恵美子君	10番 蘭田豊造君
11番 菅沼芳徳君	12番 鈴木豊君
13番 高橋利典君	14番 渡辺悦郎君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管理者	勝又正美君
副管理者	池谷晴一君
会計管理者	坂上剛君
事務局長	鎌野武君
消防長	勝間田誠司君
庶務課長	佐藤正博君
資源循環課長	佐藤修一君
衛生センター所長	三輪徹君
消防次長兼管理課長	小澤進君
予防課長	外山貴彦君

通信指令課長	野木幹雅君
御殿場消防署長	谷中修君
小山消防署長	込山眞治君
御殿場消防署副署長	芹澤良信君
御殿場市副市長	富尾信司君
御殿場市企画部長	志水政満君
御殿場市総務部長	山本宗慶君
御殿場市環境部長	鎌野晃君
小山町副町長	大森康弘君
小山町企画総務部長	小野一彦君
小山町住民福祉部長	渡邊啓貢君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	岩瀬貴雅
庶務課総務スタッフ副主幹	佐藤麻子
庶務課総務スタッフ主任	稲優子
庶務課総務スタッフ主任	林寛隆

○議長（高橋利典君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和3年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を再開いたします。

会議に先立ちまして、去る10月3日に御殿場市・小山町広域行政組合同規約第9条第2項の規定に基づき、市長、町長の互選により管理者に就任されました勝又正美御殿場市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

御殿場市・小山町広域行政組合の管理者に就任いたしました御殿場市長の勝又でございます。職務の重大さと責任を身にしみ感じております。

広域行政組合の職務は、消防及びごみ処理、し尿処理、斎場管理といった市民・町民の命と暮らしを守る職務を遂行しております。まだまだコロナ禍の中で、市民・町民が安心して施設を利用できるよう、非常に注意をする必要があると感じております。

またさらには、衛生センターの整備など、まだ大きな課題も今後控えております。そ

うしたものに対しまして、しっかり取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様の御支援、御協力をぜひともお願い申し上げます。

簡単ではございますけども、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋利典君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（高橋利典君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、管理者提案理由説明書（第2号）、資料8及び参考資料として令和2年度決算質疑区分一覧表、以上でありますので、御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（高橋利典君）

日程第1「議席の指定」を行います。

今回、新たに御殿場市議会から選出された神野義孝議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、議席番号2番に指定します。

○議長（高橋利典君）

日程第2 認定第1号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

12番 鈴木 豊議員。

○12番（鈴木 豊君）

12番、鈴木 豊です。それでは、歳入について2点ほどお伺いします。

まず、1点目で、決算書10ページ、11ページの2款2項2目衛生手数料、備考欄



の廃棄物処理手数料の指定ごみ袋1億3,452万6,259円で、昨年度より増額し、約2万組増えています。この要因は何かということと、何と考察しているのかお伺いします。

また、逆に、減る方向でごみの排出を減少させるべき手はずと思いますが、その考えをお伺いします。

2点目は、決算書12ページ、13ページの6款2項1目雑入で、備考欄の焼却センター発電売電料1億4,384万9,614円について質問します。

説明で昨年より19%増額と言われましたが、その理由の検証と、この売電先は平成29年度より東電から日立造船株式会社へ変更してきましたが、令和2年度まで、買取り価格の変動はどのようであったかお伺いします。

以上、2点、お願いします。

○議長（高橋利典君）

資源循環課長。

○資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、まず1点目の指定ごみ袋の件について報告させていただきます。

指定ごみ袋の販売数が前年度に比べて増加しているとの御指摘につきましては、小山町内のごみ袋販売店舗で、特定の事業所から大量の購入依頼を受け、その全てを納品したことにより大幅な増加がございました。

令和元年度には、このような大量発注は見受けられませんでしたので、ごみ袋の販売数が増加した理由は、この大量発注が原因であったと思われまます。これを除きますと前年度の実績値は、ほぼ同程度でございます。

また、ごみの搬入量についてでございますが、指定ごみ袋は販売店の買取り方式となっているため、ごみ袋の販売数と焼却センターへのごみの搬入量は必ずしも比例するものではありません。昨年度の焼却センターへのごみ搬入量は前年度に対して4%の減となっております。

ごみ搬入量につきましては、今後とも市町と連携し、減量化に向けて周知・啓発に努めてまいります。

続きまして、2点目の売電料についてお答えいたします。

売電料金の増額の主な要因は、令和3年1月分売電時に全国的に厳しい寒波による電力需要の増加や、火力発電所の燃料不足が発生し、発電事業者の供給能力が低下したために売電価格が一時的に急上昇したことによるものでございます。

売電価格につきましては、燃料になるごみに含まれる紙、草や木、布、あるいは生ごみ等のバイオマスと、その他のプラスチック類等の非バイオマスで区別されます。バイオマスについては、国の再生可能エネルギー固定買取価格制度のもとで1kwh当たり、

税別17円で20年間の買取価格が定められております。非バイオマスは、固定買取価格制度の対象外であるため、季節や時間帯で変動しております。平成27年運営開始当時は東京電力へ売電し、税込み12円64銭から税込み8円42銭の売電単価でした。平成28年4月より燃料調整費が導入され2円40銭から4円26銭の大幅な減額を生じたため、10月よりバイオマス、非バイオマスにかかわらず市場価格プラス10銭で買取りしてもらえる日立造船に売電し、平成28年度は税込み11円51銭から税込み13円67銭で燃料調整費導入以前以上の単価で売電できました。

それ以後は、平成29年度は税込み8円12銭から17円55銭、平成30年度は税込み9円6銭から18円54銭、令和元年度は税込み7円72銭から18円20銭、令和2年度につきましては税込み4円22銭から92円54銭で変動し、ほぼ想定どおり売電収入が得られております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と鈴木 豊君)

○議長(高橋利典君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(高橋利典君)

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

○議長(高橋利典君)

次に、歳出について質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員。

○10番(藺田豊造君)

10番、藺田豊造です。私は土地借上料5件についてお尋ねします。

まず、3款衛生費、1項1目、19ページ、備考欄④土地借上料580万4,662円、21ページ、3款2項1目塵芥処理費、備考欄2、③の土地借上料1,193万6,084円、同じく備考欄3、再資源化センター運営費、③土地借上料825万8,451円、23ページ、3款2項2目、備考欄2、施設管理費、⑥の土地借上料1,180万4,840円、25ページ、4款消防費、1項1日常備消防費、2の施設管理費、⑤の土地借上料96万5,322円、これらの合計は3,876万9,359円です。それぞれの施設の面積、その中にある個人の、あるいは団体の借地面積についてお伺いします。

また、契約年数、また契約更改などはどうなっているのでしょうか。

令和2年度の斎場費が令和元年度より6万5,624円安くなっています。この理由

も合わせてお答えください。

これらの施設については、安定使用が私は原則だと思っています。買上げできない理由も合わせてお尋ねします。

また、富士岡分署の用地移転交渉、あるいは建て替えについて、進捗状況も合わせてお願いいたします。

以上。

○議長（高橋利典君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

私から、事務局所管の土地借上料について順次お答えさせていただきます。

まず、斎場、焼却センター、再資源化センター、衛生センター及び最終処分場の施設用地は、全て借地となっております。

では、3款1項1目斎場費についてお答えします。斎場の施設用地の面積は7,974.1㎡、うち、御殿場市有地が1,402.76㎡、8人格の民有地が6,571.34㎡でございます。当組合と昭和54年3月に賃貸借契約を締結し、以降、原則3年ごとに単価について契約更新を行っております。令和2年度土地借上料の決算額が令和元年度と比べ6万5,000円余の減額となっておりますが、これは御殿場市から借りている土地について、令和2年4月からの契約更新の際に、借地面積を減じたことによるものでございます。

続きまして、3款2項1目大事業2、焼却センター運営費の土地借上料ですが、面積は5万5,767㎡、市内法人2団体から借り上げております。当組合と平成23年4月に賃貸借契約を締結し、3年ごとに単価について契約更新を行っております。

続きまして、大事業3、再資源化センター運営費の土地借上料ですが、面積は3万6,007.66㎡、市内法人1団体から借り上げております。当組合と平成27年4月に賃貸借契約を締結し、3年ごとに単価について契約の更新を行っております。

続きまして、3款2項2目し尿処理費の土地の借上げですが、衛生センターがある中丸地先の施設用地及び処理の過程で生じる廃棄物を埋立てするための神場地先の最終処分場用地に対する借上げとなります。

衛生センターの施設用地の面積は2万3,190.41㎡、うち御殿場市有地が1万2,258.61㎡、5人格の民地が1万931.80㎡です。契約は、御殿場市有地については、昭和58年4月に賃貸借契約を締結し、以降、原則3年ごとに契約更新を行っております。民地については当組合と個人所有者との間で昭和59年4月に賃貸借契約を締結し、以降、原則3年ごとに契約更新を行っております。

最終処分場用地面積は1万609.28㎡、所有者は法人2団体です。契約について

は、当組合と法人との間で埋立用地として平成4年4月、水処理施設用地として平成5年12月に賃貸借契約を締結し、以降、原則5年ごとに契約更新を行っております。

それぞれの施設の借上単価につきましては、それぞれの契約更新等の時期に合わせ、土地評価額や近隣の公共施設の借上料の変動などを踏まえて単価の見直しを行っているところでございます。

施設用地の買上げにつきましては、現時点では土地所有者から買取りの申出がないため、買取りの計画はありませんが、契約更新の際などに土地所有者から買取りの申出があった場合、その時の状況により検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利典君）

管理課長。

○管理課長（小澤 進君）

私からは、4款1項1目常備消防費の土地借上料についてお答えします。

常備消防費の土地借上料につきましては、消防庁舎5施設のうち、富士岡分署のみが対象となっております。

敷地全体の743.7㎡が借地でありまして、地権者一人に対する借上料でございます。

契約については、昭和51年に賃貸借契約を締結し、以降、広域行政組合の他の施設と同様、原則3年ごとに契約更新を行い、単価の見直しを行っております。

また、買上げについても、広域行政組合の他の施設と同様の状況でございます。

なお、富士岡分署の用地交渉の進捗状況につきましては、消防では適地となる候補地の検討をしておりますが、具体的な計画は現在のところございません。

今後も引き続き御殿場市と調整し、計画検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と藺田豊造君）

○議長（高橋利典君）

ほかに質疑ありませんか。

12番 鈴木 豊議員。

○12番（鈴木 豊君）

12番 鈴木 豊です。それでは、歳出の3款衛生費において、2点、お伺いします。

まず、1点目で、決算書18ページ、19ページ、3款1項1目斎場費の備考欄①の施設修繕費816万1,340円ですが、この内容は何か、お伺いします。

また、令和3年度、1,141万1,000円で修繕を実施しているわけですが、41年も経過している斎場について、今後、新斎場計画を考えているのかお伺いし

ます。

そして、現在の火葬炉において火葬時間及び収骨時間のタイムスケジュールを教えてください。

次に、2点目ですが、決算書22ページ、23ページ、3款2項2目し尿処理費の備考欄の施設修繕整備事業費5,316万5,216円は長寿命化による修繕と考えてよいのか。

また、衛生センターの新処理センターの計画について、平成30年9月議会において、2020年東京オリンピック・パラリンピック終了後に、衛生センター建設準備室を立ち上げ、更新計画を推進していきたい旨、言われていますが、現状はどうなっているのかお伺いします。

以上、2点、お願いします。

○議長（高橋利典君）

庶務課長。

○庶務課長（佐藤正博君）

では、私から1点目の斎場費と関連事項、また大きな2点目の2点目、衛生センターの更新計画の現状についてお答えいたします。

まず、3款1項1目斎場費の施設管理費の①施設修繕費の内訳についてですが、待合棟屋上防水修繕526万円余、火葬炉の排煙吸込口と火葬の際に御遺体を乗せる台車3基の修繕237万円余が主なものでございます。

斎場の更新につきましては、平成31年3月に策定した公共施設総合管理計画においては、令和20年度の供用開始としているところです。公共施設総合管理計画は、組合が所管する全施設の長寿命化と更新等の状況を鑑みながら継続的に見直しをしております。その中で、斎場の更新時期についても引き続き検討してまいります。更新までの間は、必要に応じた修繕等により長寿命化を図ってまいります。

現火葬炉における火葬時間と収骨時間のタイムスケジュールについてですが、4基ある火葬炉のうち人体用火葬炉は3基でございまして、1日最大7件の火葬を行っております。1件につき火葬、焼骨冷却、収骨と1サイクルおおむね110分のお時間を頂いております。その後に火葬炉の冷却の時間も頂いておりますので、現在は火葬開始時刻を午前9時、午前10時、午前11時、正午、午後1時、午後2時、午後3時に設定しており、前の方の火葬中に次の方の火葬が開始され、次の方の火葬中に収骨をするというローテーションを組んでおります。

また、動物炉が1基ございまして、動物の大きさにもよりますが、火葬から収骨まで中型犬でおおむね90分のお時間をいただいております。火葬開始時刻は午前9時、午前11時、午後1時、午後3時に設定しております。

続きまして、大きな2点目の2点目、衛生センターの更新計画の現状についてお答えいたします。

衛生センターの更新につきましても、公共施設総合管理計画においては、令和12年度の供用開始としているところでございます。

現在、事務局庶務課と衛生センターが連携して、今後に向けて調査を行っておるところでございます。

組合が所管する施設は、更新をする期間中でも機能を停止することはできませんし、更新には多額の費用が必要となります。また、施設を設置した当時と比べ周辺の状態も変わっております。各施設の状態を集約し、長寿命化や更新等の方法と時期を見極めながら、効果的な施設整備を進めてまいりたいと考えております。

したがいまして、組織につきましても人材の適正な配置の観点を踏まえつつ、組合全体の施設整備の方向性、業務量及び進行状況に合わせた編成をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利典君）

衛生センター所長。

○衛生センター所長（三輪 徹君）

私からは、大きな2点目の1点目、施設修繕整備事業が長寿命化に係る修繕なのかという御質問にお答えいたします。

修繕の内容は、長年使用してきた設備の交換で、モーター及びポンプの交換、モーターを制御するインバータ交換修繕、汚泥搬送コンベア修繕等であります。

これは、衛生センター長寿命化総合計画並びに組合公共施設総合管理計画に沿い、なおかつ、平成30年度に実施しました精密機能検査や、常駐しておりますプラント建設会社社員とともに経験豊富な当センター職員が日々行っているきめ細かい点検等の結果、適時適切な修繕箇所を特定しているものでございます。

なお、当施設の根幹をなす処理槽はコンクリート製で、一般的に50年以上の耐用年数を有することから、強固な処理槽に附帯する大型機械や脱臭装置のほか、配管及びポンプ類、モーター類などを適時適切に交換修繕することで、新施設稼働までの間、し尿処理機能の水準を落とすことなく、安全に稼働していくことが十分に可能であると認識しております。

このことから当該交換修繕は有効に長寿命化につながるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

（「終わります。」と鈴木 豊君）

○議長（高橋利典君）

ほかに質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

10番 藺田豊造です。私は歳出全般の不用額についてお尋ねします。

そもそも財政は使い切るのが基本です。このたび予算見積もりが甘かったのか、入札差金によるものなのか、その実態を知らなくてはなりません。

令和2年度においては、不用額は7,242万633円でした。ちなみに令和元年度は5,497万4,459円です。1,700万円ばかりの増加をしています。本来ならば減額補正しなければならないが、特殊な事情によりそれはできません。

そこで、1,000万円以上の不用額が出ている3款衛生費と4款消防費について、その詳細をお尋ねします。

以上。

○議長（高橋利典君）

衛生センター所長。

○衛生センター所長（三輪 徹君）

私からは、3款衛生費の不用額、そのうち主となる2項2目し尿処理費の10節需用費及び12節委託料についてお答えいたします。

10節需用費の不用額1,096万円余の大部分は、光熱水費の電気料であり、892万円余の不用額が生じました。

この要因として、1つ目は、燃料費調整額、これは、電力会社が火力発電に用いる原油などの燃料の価格変動を各月分の電気料に反映させるものですが、同年は大幅なマイナスで推移したためで、これにより612万円余の不用額が生じました。

2つ目は、契約電力会社を令和2年2月分から日立造船から再び東京電力エナジーパートナーへ変更したことに伴い、切り替わった前後の月で比較すると基本料金の単価が約560円低くなり、月額電気料金が約23万円安くなりました結果、令和2年度においては約280万円の不用額が生じました。

12節委託料290万円余の不用額の要因は、予算額が6,976万円余に上り、17業務にわたる各種委託事業、主に施設運転管理、保守、清掃、機器点検整備、測定分析等の委託事業に係る予算額と契約額との差金でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（高橋利典君）

管理課長。

○管理課長（小澤 進君）

私からは、4款1項1目常備消防費の不用額についてお答えします。

常備消防費の不用額3,411万円余の内容ですが、節ごとの主な不用額は、職員手当1,914万円余、需用費611万円余などとなります。しかし、事業ごとでは、人件費以外は大きな不用額はございません。

不用額の主な要因ですが、職員手当につきましては、職員総出による警備体制を計画しておりました東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期、及びコロナ禍による各種訓練、行事等の中止、並びに救急出動件数の減少などにより、時間外勤務手当の執行率が想定より下がったことが主な要因でございます。

また、需用費につきましては、光熱水費の節減、救急出動件数の減による車両用燃料の消費量の減少などが主な要因でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と菌田豊造君)

○議長(高橋利典君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(高橋利典君)

質疑なしと認めます。

これにて歳出の質疑を終結いたします。

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(高橋利典君)

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般について質疑を終結いたします。

以上で、認定第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長(高橋利典君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(高橋利典君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(高橋利典君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計歳入歳出決



算認定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高橋利典君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○議長(高橋利典君)

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

管理者提出の議案第7号及び同意第1号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(勝又正美君)

本日、追加提案いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

今回、追加提案する議案は、条例案1件、同意案1件でございます。

最初に、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたため、同法を引用している条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、同意第1号「御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任について」御説明申し上げます。

本案は、御殿場市・小山町広域行政組合同規約第9条第3項の規定に基づき、御殿場市副市長富尾信司氏を御殿場市・小山町広域行政組合副管理者として選任いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

以上で、本日追加提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長(高橋利典君)

日程第4 議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第7号につきまして、内容の説明をいたしますので、資料6、議案書（第2号）の1ページをお願いいたします。

こちらは改正条文となります。

次に、資料7、議案資料（第2号）の1ページをお願いいたします。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたため、同法を引用しております、御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、所管がデジタル庁に変更することに伴い、個人情報保護条例において、所管大臣の変更を行うものです。

なお、施行日は、公布日となります。

具体的な改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、同じ資料の2ページ、3ページをお願いいたします。

個人情報保護条例の第25条の第2項において、所管する大臣を総務大臣から内閣総理大臣に改め、合わせて法改正に伴う号ずれを改めるものです。

また、附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からとし、令和3年9月1日から適用とする旨を定めるものです。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋利典君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（高橋利典君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高橋利典君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(高橋利典君)

日程第5 同意第1号「御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(鎌野 武君)

ただいま議題となりました、同意第1号につきまして内容の説明をいたしますので、資料6、議案書(第2号)の2ページをお願いいたします。

当組合の副管理者につきましては、組合規約により、1人は市町の長のうち、管理者とならない者を充て、他の1人は、市町の副市町長のうち、管理者が組合議会の同意を得て選任することとなっております。

去る令和3年9月26日をもって、副管理者でありました御殿場市副市長が、公職選挙法第90条の規定により職を辞されたことにより、現在、議会の同意を得て選任される副管理者が不在となっております。

つきましては、後任の副管理者に、人格高潔で高い見識を有しておられる、御殿場市副市長 富尾信司氏を選任いたしたく、御殿場市・小山町広域行政組合規約第9条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、富尾氏の経歴概要は、資料7、議案資料(第2号)の4ページ、5ページに記載しておりますので、合わせて御覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(高橋利典君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（高橋利典君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより同意第1号「御殿場市・小山町広域行政組合副管理者の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（高橋利典君）

それでは、副管理者に選任同意されました富尾信司御殿場市副市長から御挨拶をお願いいたします。

○副管理者（富尾信司君）

御殿場市副市長の富尾信司でございます。貴重なお時間を頂きまして、一言挨拶をさせていただきます。

ただいま御殿場市・小山町広域行政組合の副管理者ということで同意をいただきまして誠にありがとうございました。

先ほどの決算質疑にもありましたけども、組合各施設の更新や長寿命化など、様々な課題を抱えているということを確認し、大変重い責任を感じているところでございます。

ぜひ、議員の皆様方、また関係する皆様方に御理解、御協力をいただきまして、職務が全うできるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利典君）

ありがとうございました。

○議長（高橋利典君）

日程第6「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第105条の規定に基づき、お手元の資料8のとおり、当組合議会行政視察のために議員を派遣したいと思います。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況により、視察の実施について再考する必要がある場合や日程の変更等の細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高橋利典君)

御異議なしと認めます。

よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長(高橋利典君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて令和3年御殿場市・小山町広域行政組合議会9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 利 典

署名議員 菅 沼 芳 徳

署名議員 鈴 木 豊